

令和元年 12 月 10 日

令和元年第 3 回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

企 業 庁

# 目 次

ページ

(報告事項)

I 「障がい者活躍推進計画（素案）」について-----	1
II 東京電力福島第一原子力発電所及び第二発電所の事故による損害賠償に関する和解について -----	5
III 県営水道におけるサービス向上の取組について-----	7
IV これからの時代に相応しい水道システムの構築に向けた検討会について-----	9
V 箱根地区水道事業包括委託（第1期）の最終評価について-----	11
VI 相模貯水池堆砂対策事業計画（案）について-----	13
VII 県営電気の環境価値を活用した施策の推進について-----	15

# I 「障がい者活躍推進計画（素案）」について

## 1 計画策定にあたって

### (1) 策定趣旨

#### ア 計画策定に至る経緯等

- ・ 平成 30 年 8 月、公務部門における対象障がい者の不適切計上の実態が全国的に判明
- ・ 本県では、同年 11 月に学識経験者等で構成する「障がい者雇用促進検討委員会」を設置し、再発防止策等を検討。平成 31 年 4 月に同委員会から各種提言を盛り込んだ報告書が提出された。
- ・ 令和元年 6 月の障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体において障がい者の活躍のための取組を盛り込んだ「障害者活躍推進計画」を作成することとされた。

#### イ 障がい者の活躍の定義

- ・ 障がい者が、障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること

#### ウ 計画の理念等

- ・ 障がい当事者の視点に立ち、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえて計画を策定する。

### (2) 策定主体

- ・ 県全体で障がい者の活躍推進に向けた取組を推進するため、任命権者が連名で計画を策定する。
- ・ 教育委員会及び警察本部については、職員採用試験の区分を分けて実施していること等を踏まえ、別に計画を策定するが、互いに連携して対応する。

### (3) 計画期間

5 年間（令和 2 年度～ 6 年度）

### (4) 周知・公表

策定又は改定を行った計画及び毎年度の取組状況等について、インターネットへの掲載等により全職員に周知するとともに、県ホームページに掲載して公表

## 2 本県における障がい者雇用等の状況

### (1) 障がい者採用選考の実施等

- ・ 昭和 55 年度から実施し、多くの障がい者を積極的に採用
- ・ 平成 31 年 4 月から知的障がい者・精神障がい者の採用を開始
- ・ 令和元年 6 月から、知的障がい者及び精神障がい者を非常勤職員として雇用し、民間企業等への正規就労へと繋げる「かながわチャレンジオフィス」を設置

## (2) 雇用率の状況

令和元年6月1日現在

任命権者	法定雇用率	法定雇用障がい者数の算定基礎となる職員数	障がいの数	実雇用率
知事部局	2.5%	7,791人	224.5人	2.88%
企業庁	2.5%	1,005.5人	27人	2.69%
議会局	2.5%	79.5人	2人	2.52%

## (3) 職場定着の状況

### ア 採用1年後の定着率

94.4%

※ 対象：「障がいのある人を対象とした職員採用選考」による採用者（平成21年度～平成30年度採用（教育委員会及び警察本部を除く。））

### イ 平均勤続年数

22年2月

※ 対象：「障がいのある人を対象とした職員採用選考」による採用者（令和元年6月1日現在在職者（教育委員会及び警察本部を除く。））

## 3 障がい者の活躍推進に向けた取組

### (1) 推進体制の整備

#### ア 庁内検討会議の設置等

- ・ 全任命権者の人事担当課長及び関係課長で構成する「障がい者の活躍推進に関する庁内検討会議」において、毎年度、取組状況を把握・検証
- ・ 学識経験者や障がい者団体関係者等で構成する「障がい者活躍推進検討委員会」に取組状況等を報告。意見を取組へ反映
- ・ 取組状況等について、障がいのある職員に対するアンケート等を実施し、意見を取組へ反映
- ・ 各任命権者において「障害者雇用推進者」を選任し、全庁的に取組を推進

#### イ 相談先の確保等

- ・ 各局及び障がいのある職員が5名以上いる所属に「障害者職業生活相談員」を配置。相談員は、国の実施する研修等を受講
- ・ 人事課等に相談窓口を設置。産業医とも連携
- ・ 国等の機関における相談窓口を活用

#### ウ 障がい理解の促進

- ・ 全所属の管理監督者等を対象に障がい理解に係る研修を実施
- ・ 職員キャリア開発支援センターで障がい理解に係る研修を実施
- ・ e-ラーニングの活用 等

## (2) 職務の選定・マッチング等

- ・ 医師同席の下、採用前の合格者面談を実施し、障がい者一人ひとりの障がい特性や適した業務等を確認。先輩職員による業務説明等の機会を設定
- ・ 採用後も、所属の管理監督者による面談等を通じて、障がい者一人ひとりの障がい特性等を把握し、業務との適切なマッチングを推進
- ・ 「チャレンジオフィス」において全庁的な調査を行い、業務の掘り起こし等を実施

## (3) 職場環境の整備

- ・ 障がい特性に配慮し、多目的トイレ、スロープ、エレベーター、休憩室等の施設を整備
- ・ 就労支援機器（音声読み上げソフト、画面拡大ソフト等）や補助者（リーディングアシスタント等）の配置など、体制整備を推進
- ・ 所属の管理監督者による面談等を通じて、障がい者一人ひとりの障がい特性等を把握し、合理的配慮を提供

## (4) 職員の採用・育成等

### ア 障がい者採用の取組

- ・ 県ホームページに募集案内を掲載する際のウェブアクセシビリティの確保、障がい者団体を通じた周知等
- ・ 拡大印刷・点字、筆談対応、面接時の就労支援機関の職員等の同席など、採用選考時の配慮
- ・ 「チャレンジオフィス」等において、特別支援学校の生徒を対象に実習を受入れ

### イ キャリア形成に向けた取組

- ・ 職員キャリア開発支援センターの研修や、各局主体の専門研修等を通じて、実務能力、専門性の向上を図る。
- ・ 障がい特性に応じて資料を点字化するなど、必要な配慮を行う。

### ウ 多様で柔軟な働き方の推進

- ・ テレワークや拡大時差出勤の活用
- ・ 年次休暇等の取得促進

### エ 人事異動等における配慮

- ・ 所属の管理監督者による面談や人事担当者によるキャリア面接等を通じて、障がい者一人ひとりの障がい特性等を把握
- ・ 人事異動にあたっては、業務との適切なマッチング等を図る。

## (5) 優先調達等

- ・ 優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じ、障がい者の活躍の場の拡大を推進
- ・ 企業庁においては、処分品の水道メーターを分解・分別する作業

を、県営水道給水区域内の障害福祉サービス事業所へ委託している。

#### 4 目標

計画的に取組を推進するため、次のとおり目標を設定する。

項目	計画策定時	目標（期限）
障がい者雇用率	2.88%〔知事部局〕 2.69%〔企業庁〕 2.52%〔議会局〕 (令和元年6月1日)	3.0% (令和6年6月1日)

#### 5 今後の予定

令和元年12月 県民意見募集の実施  
令和2年2月 第1回県議会定例会に「障がい者活躍推進計画(案)」を報告  
令和2年3月 「障がい者活躍推進計画」の策定

## Ⅱ 東京電力福島第一原子力発電所及び第二発電所の事故による損害賠償に関する和解について

### 1 要旨

東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び第二発電所の事故に起因する水道事業の損害賠償請求に関し、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)が支払いに応じていない費用について、当事者間で解決を図ることが困難であると判断し、原子力損害の賠償に関する法律に基づき国が設置した紛争解決機関(原子力損害賠償紛争解決センター)にあっせんを申し立てた。その結果、東京電力と和解に至り和解金が支払われることとなった。

なお、和解について、地方公営企業法第40条第2項の規定により、議決を要しないとされている。

### 2 申立先

原子力損害賠償紛争解決センター(以下「ADR」という。)

### 3 被申立人(あっせんの相手方)

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

### 4 申立日

平成30年3月26日

### 5 申立内容(請求額)

- (1) 活性炭の購入費用…7,854,786円

放射性物質抑制のため、浄水工程において平成23年7月から9月まで追加で注入した活性炭の購入費用。

- (2) 100ベクレル以下の浄水発生土処分費用…104,720,061円

寒川浄水場排水処理施設管理事業において原発事故の影響により処分が困難となった浄水発生土について、契約上の不可抗力分として追加で受託者に支払った委託費用。

【内訳】

(単位:円)

平成25年度分	平成26年度分	平成27年度分	平成28年度分	合計
52,969,123	19,328,580	20,933,066	11,489,292	104,720,061

## 6 和解内容

令和元年8月にADRから和解案が提示され、当該和解案について、企業庁及び東京電力の双方が承諾したことから合意に達し、11月12日和解契約を締結した。

(単位：円)

項番	請求項目	請求額 (主張額) (A)	和解金額 (B)	和解金 の割合 (B/A)
(1)	活性炭の購入費用	7,854,786	1,500,000	19.1%
(2)	100ベクレル以下の 浄水発生土処分費用	104,720,061	60,400,000	57.7%
	合計	112,574,847	61,900,000	55.0%

[参考] これまでの損害賠償請求の状況

請求回数	9回
請求時期	平成24年2月3日(第1回) ～令和元年10月2日(第9回)
賠償金総額	371,536,237円
内訳	放射能測定装置の購入及び維持管理費、活性炭購入費、 浄水発生土に係る保管および処置費用等



### Ⅲ 県営水道におけるサービス向上の取組について

企業庁では、県営水道事業経営計画において、取組の方向性の一つに「お客さまの信頼の向上」を掲げて、各種事業に取り組んでいる。

その取組として、県営水道の使用開始・休止に係る手続と収納方法について、新たなサービスの提供を開始することとした。

#### 1 県営水道の使用開始・休止に係る電子申請

水道の使用開始・休止に係る手続について、コミュニケーションアプリ等を活用した利便性の高い電子申請を導入し、12月2日に運用を開始した。

##### (1) 「LINE」による電子申請

「神奈川県企業庁LINE公式アカウント」で、トークでのやり取りを通じて必要な情報を入力することにより、手続を行うことができる。

##### (2) 「引越れんらく帳」による電子申請

「引越れんらく帳」は、東京電力エナジーパートナー株式会社とTEPCO i-フロンティアズ株式会社が運営する引越手続きのポータルサイトで、インターネット上で必要な情報を入力することにより、水道のほか、電気・ガスなどの引越手続を一括して行うことができる。

#### 2 収納方法の拡大

##### (1) 取組の内容

県営水道では、水道料金の収納方法について、コンビニエンスストア、クレジットカード、LINE Payによる支払いを順次導入し、利便性の向上を図ってきたが、水道料金以外の収納金については、収納場所が金融機関と水道営業所の窓口に限られていた。

そこで、水道料金に加え、給水装置工事申請に係る審査・検査手数料をはじめとする県営水道に係るすべての収納金について、コンビニエンスストアでの支払を可能とし、収納方法の拡大を図ることとした。

なお、こうした収納方法の拡大を行うこと、また、職員が現金を取り扱うリスクの軽減と事務の効率化を図るため、水道営業所では原則として現金収納を取り扱わないこととする予定。

##### (2) 実施予定日

令和2年1月6日

## 《参考》 県営水道の使用開始・休止に係る電子申請イメージ

### ○ 「LINE」 による電子申請



### ○ 「引越れんらく帳」による電子申請



## IV これからの時代に相応しい水道システムの構築に向けた検討会について

水道事業は、人口減少などに伴い水需要の減少が見込まれる一方で、これまで整備した水道施設の大規模更新が迫るなどの課題に直面しているが、水道事業者が単独で対応するには限界があり、近隣の事業者との連携強化が不可欠となっている。

そこで、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団（以下「5事業者」という。）は、社会情勢や事業環境の変化等を踏まえ、「水道施設の共通化・広域化」に一体となって取組み、これからの時代に相応しい水道システムを構築していくための検討を多角的な視点で行うため、水道事業や河川行政に精通した有識者を交えた検討会を設置した。

### 1 これまでの5事業者による取組

- 5事業者は、将来にわたり水道水の安定供給を確保していくため、共通する経営課題等について検討することを目的に、平成20年8月に水道有識者と各事業管理者等を構成員とした「神奈川県内水道事業検討委員会」を設置した。
- 平成22年8月に取りまとめられた「神奈川県内水道事業検討委員会報告書」では、5事業者が共同で進める取組みの方向性として、「①水質事故時の対応の強化及び水道水質の更なる改善」と「②水道施設の共通化・広域化」が示された。＜「参考資料5」参照＞
- ①については、平成27年4月に5事業者共同の「広域水質管理センター」を開設し、水源に係る水質検査及び水質事故時の対応を一元化した。
- ②については、平成26年度から、5事業者の実務者レベルによる具体的な検討を開始した。

### 2 検討会の名称

「これからの時代に相応しい水道システムの構築に向けた検討会」

### 3 設置期間

令和元年11月11日から令和3年3月末日まで

### 4 検討事項

- (1) 平成22年の「神奈川県内水道事業検討委員会報告書」で示された方向性「②水道施設の共通化・広域化」の検証及びこれからの時代に相応しい水道システムの構築の方向性

- (2) これからの時代に相応しい水道システムの構築に向けた課題整理とその解決策

## 5 構成員

- (1) 神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の水道事業管理者並びに神奈川県内広域水道企業団の企業長  
 (2) 5事業者の各水道技術管理者  
 (3) 水道事業又は河川行政に関する有識者

氏名	職名	備考
竹村 公太郎	特定非営利活動法人 日本水フォーラム 代表理事	河川
関 克己	公益財団法人 河川財団 理事長	河川
川崎 正彦	一般財団法人 ダム技術センター 理事長	河川
長岡 裕	東京都市大学 工学部 教授	水道

## 6 第1回検討会

### (1) 開催日

令和元年11月12日（火）

### (2) 議題

- ア 「これからの時代に相応しい水道システムの構築に向けた検討会」の運営等について  
 イ 神奈川県内水道事業検討委員会報告（平成22年8月）とその後の状況について

## 7 第1回検討会の概要（有識者の意見）

- 5事業者が利害を越えて水道施設の共通化・広域化を進める取組みは、全国的にも例がなく、非常に興味深い検討会である。
- 河川の上流からの取水は、エネルギー効率が向上し原水水質も良好になるばかりでなく、災害リスクに強いこともメリット。
- 昨今の水害の発生状況を踏まえると、利水事業だけではなく治水対策にも効果を生み出すべきであり、双方の最適解を示すことができれば実現性は高くなる。
- 平成22年の「神奈川県内水道事業検討委員会報告」に示された5事業者の水道施設の共通化・広域化は、これからの時代に必要な取組みであり、課題を整理して実現に向けた取組みを進めることが望ましい。

## 8 今後の予定

令和2年1月下旬 第2回検討会

## V 箱根地区水道事業包括委託（第1期）の最終評価について

### 1 評価の目的

第1期の「箱根地区水道事業包括委託」（以下「箱根包括」という。）は、5年間の事業期間が平成31年3月に終了した。そこで、今後の水道事業運営と第2期の箱根包括で目指す汎用的な公民連携モデルの構築に資するものとするため、事業の実施状況などについて最終評価を行った。

### 2 評価方法

受託者の事業実施状況や水道事業運営の実績づくり・ノウハウ習得など、28の評価項目について、企業庁が評価を行った上で、当該評価について、学識者等で構成する「箱根地区水道事業包括委託最終評価委員会（以下「評価委員会」という。）における専門的知見からの意見を踏まえ、最終評価を行った。

#### (1) 評価委員会の構成

氏名	所属・役職
長岡 裕（委員長）	東京都市大学 工学部 教授
荒井 康裕（副委員長）	首都大学東京 都市環境学部 准教授
池田 陽子	明大昭平・法律事務所
長谷山 信一	日本水道協会 水道技術総合研究所 主席研究員
勝俣 優	箱根町環境整備部長

#### (2) 評価委員会における主な意見

- ・ 報告書に委託初期の状況について記載することで、他事業体の導入の参考となるものとした方が良い。
- ・ 委託期間は、受託者による設備投資を考えれば長期間が望ましいが、リスクが高まる部分もあるため慎重な検討が必要である。
- ・ モニタリングの項目設定の考え方を整理する必要がある。

### 3 評価の概要

評価は、受託者による本業務の履行状況について「事業の実施状況の評価」、箱根包括が事業手法として有効に機能していたかについて「事業の実施結果の整理と評価」という2つの観点から実施した。

## (1) 事業の実施状況の評価

モニタリング結果から評価したところ、水道サービスの安定供給のための適切な履行がなされており、箱根包括は順調に機能していた。

また、危機対応業務や動力費低減の取組み等において、民間ならではの創意工夫が図られた。

## (2) 事業の実施結果の整理と評価

### ア 民間の経営ノウハウ活用による箱根地区水道事業の効率化

営業所のほぼ全ての業務について、責任の切れ目なく民間が受託したことで、業務分野の意思疎通の円滑化や、危機対応力の向上が図られた。また、スマートフォンで漏水発生個所の位置情報を関係者が共有するなど技術の実証フィールドとしても機能し、民間ノウハウによる効率化の効果が認められた。

### イ 事業者における水道事業の運営実績づくりやノウハウ習得

危機対応や施設更新工事をはじめとした、従来の委託方式では経験しにくい業務も適切に履行された。また、それら業務の内容についてマニュアル化を進めることを通じて、水道事業運営の経験、ノウハウが習得された。

### ウ 中小規模水道事業者の経営健全化に資するモデル構築

箱根包括により、業務フローやマニュアル整備が進められたことは大きな成果である。一方、モニタリングについては評価項目数の精査等を引き続き検討していくことが必要である。

## 4 今後の取組

最終評価の内容を報告書としてとりまとめ、当該報告書を活用した公民連携セミナーを開催（令和2年2月予定）するなど、県内をはじめ全国の水道事業者や民間事業者への情報発信を行う。併せて第1期の箱根包括に対する水道事業者等からの意見も参考に、第2期の箱根包括において目標としている汎用的な公民連携モデルの構築に取り組んでいく。

## VI 相模貯水池堆砂対策事業計画（案）について

### 1 概要

相模貯水池の堆砂対策として、平成5年度から実施してきた「相模貯水池大規模建設改良事業」が令和元年度で終了することから、引続き電気事業者、水道事業者、河川管理者の共同事業として堆砂対策に取り組むため、新たに「相模貯水池堆砂対策事業計画（案）」を取りまとめた。

### 2 事業内容

#### (1) 事業目的

- ア 上流域の災害防止
- イ 有効貯水容量の維持

#### (2) 事業期間

令和2年度～令和11年度（10年間）

#### (3) 主な事業

事業	実施内容
しゅんせつ	しゅんせつ船団によるしゅんせつ及びしゅんせつした土砂の活用
河床のポケット化	上流部の河床を掘り下げ、湖面部に流入する土砂を抑制
流入支川の保全	貯水池に流れ込む支川の河床維持や既設護床工の維持

#### (4) しゅんせつ土砂量

年間15.0万 m<sup>3</sup>

#### (5) 事業スケジュール

項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
しゅんせつ	→									
河床ポケット化	→									
流入支川保全	河床維持 →									
			← トンネル改良 →					← 護床工維持 →		
事業計画					○				○	
					中間点検				次期計画策定	

(6) 概算事業費  
約189億円（税込み）

(7) 事業者と費用負担率

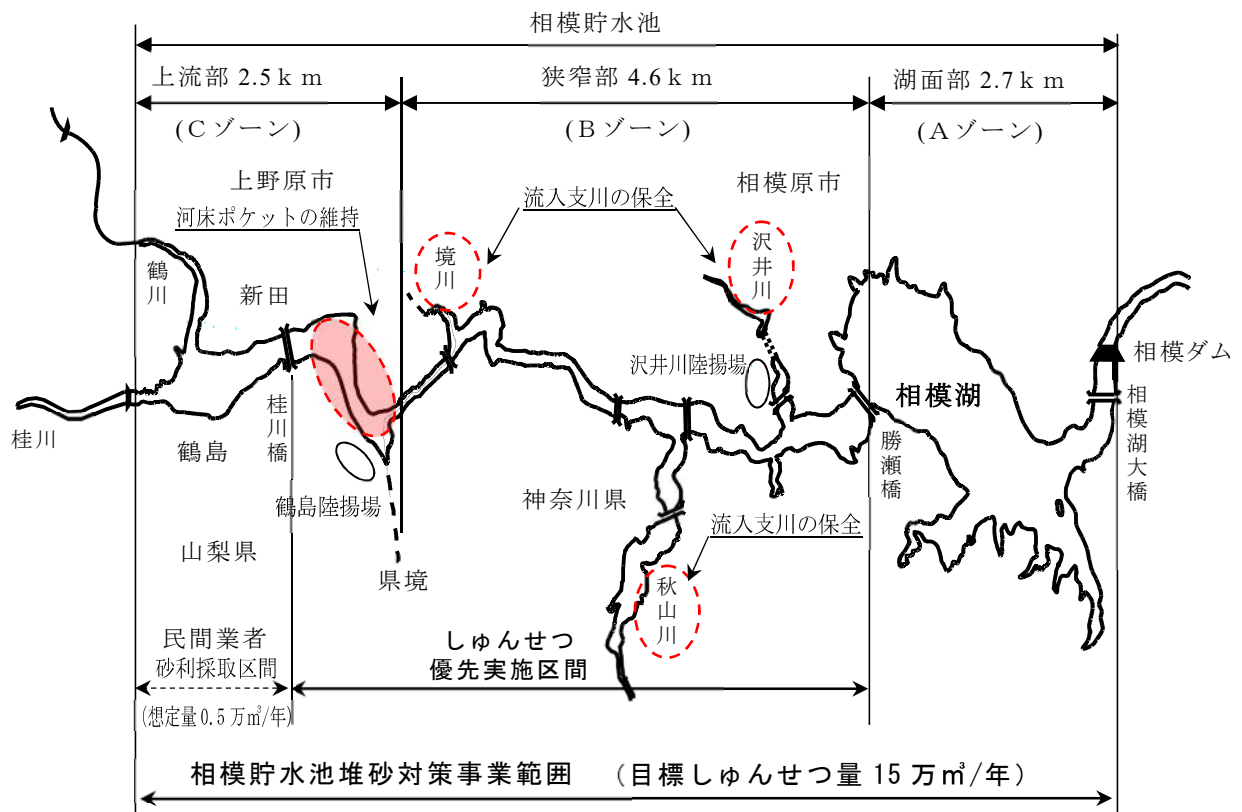
事業者		負担率
電気事業者	県営電気事業	17.1%
水道事業者	県営水道事業	11.2%
	横浜市	33.7%
	川崎市	31.2%
	横須賀市	3.0%
河川管理者	県土整備局	3.8%
		79.1%

※ 既存の相模貯水池大規模建設改良事業と同じ負担率

3 今後の予定

- 令和元年12月 河川管理者（国土交通省）に申請
- 令和2年3月 河川管理者（国土交通省）の承認
- 〃 事業者間で協定書を締結
- 4月 次期事業計画により事業を開始

○事業範囲





## Ⅶ 県営電気的环境価値を活用した施策の推進について

県、企業庁及び東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電E P」という。）が協働して、企業庁の水力発電所の電気的环境価値で得られる電気料金収入を県の施策に活用することとした。このたび、三者間で取組内容の基本合意に達する見込みとなったことから、その概要について報告する。

### 1 事業の概要等

#### (1) 事業の目的

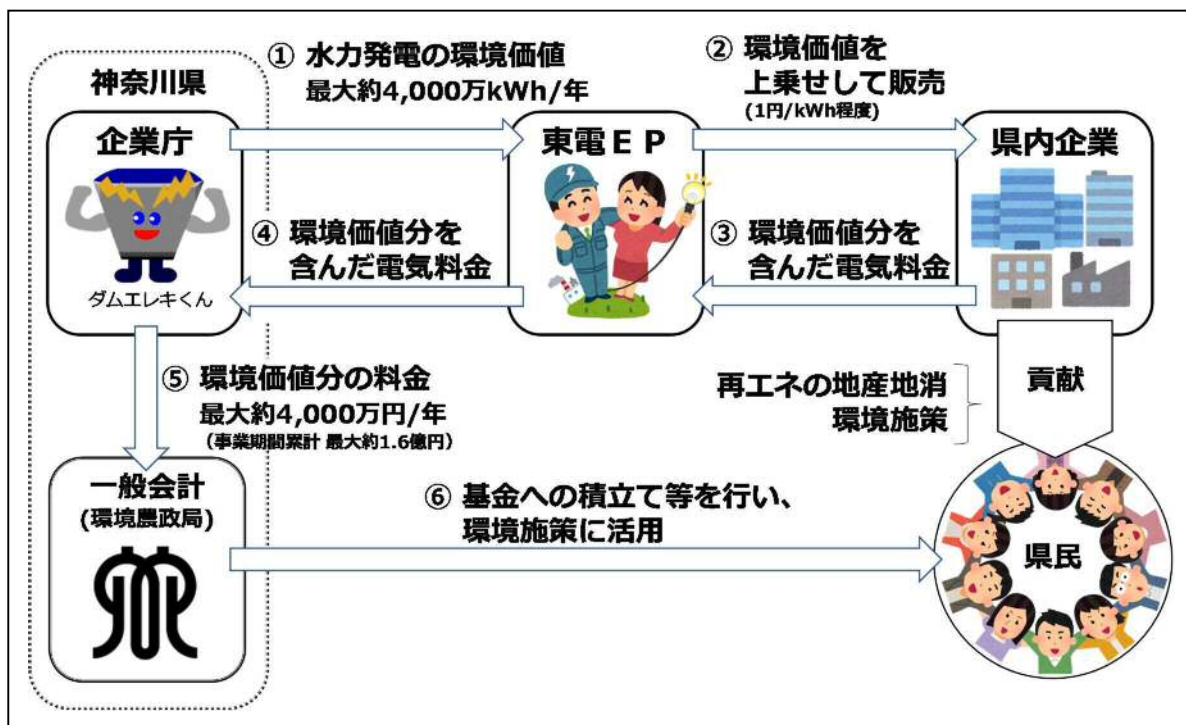
企業庁の水力発電が持っている電気的环境価値を活用して、再生可能エネルギーの地産地消及び県内企業の二酸化炭素排出量の削減並びに県の環境施策を推進する。

#### (2) 事業スキーム

東電E Pは、企業庁の水力発電所の電気環境価値を上乗せした料金プランで県内企業に販売し、上乗せした環境価値相当額を企業庁に支払う。

企業庁は、環境価値相当額を県営電気事業会計から県の一般会計に繰り出し、県は基金への積立て等を行った上で環境施策を実施する。

〈事業スキームのイメージ図〉



(3) **事業期間**

企業庁と東電E Pとの基本契約期間である、令和2年度から令和5年度までの4年間とする。

(4) **販売電力量**

企業庁の水力発電所の電力のうち、常時供給可能な年間最大約4,000万キロワットアワーを見込んでいる。

(5) **環境価値相当額（収入見込額）**

環境価値は1キロワットアワー当たり1円程度とし、年間最大で約4,000万円（事業期間で最大約1.6億円）を見込んでいる。

**2 環境施策の活用事業**

本事業の目的等を踏まえ、喫緊の課題である気候変動に係る対策を推進するための事業に活用する。

（主な活用事業）

- ・ 気候変動・再生可能エネルギーに関する学習の推進
- ・ 気候変動に関する情報収集・分析
- ・ 気候変動適応技術に関する調査・研究

**3 今後のスケジュール（予定）**

令和元年12月下旬 基本合意書締結  
（県、企業庁、東電E P）

令和2年2月 基金条例議案を提出

4月～ 基金条例の施行、電気の供給開始、  
環境施策事業の実施